

奈良市公報

第44号

令和3年2月16日発行
 発行所 奈良市役所
 発行人 奈良市長
 編集人 法務ガバナンス課長

目次

告 示

月 日	番号	件 名	主 管
1 18	20	放置自転車等の保管	環境政策課
1 18	21	奈良市公報号外第11号に掲載	介護福祉課
1 21	22	放置自転車等の保管	環境政策課
1 21	23	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
1 21	24	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
1 21	25	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
1 21	26	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
1 21	27	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
1 21	28	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
1 22	29	生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出	保護課
1 22	30	生活保護法の規定による医療機関の指定	保護課
1 25	31	放置自転車等の保管	環境政策課
1 26	32	生活保護法の規定による介護扶助機関の指定	保護課
1 26	33	生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止の届出	保護課
1 26	34	生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止の届出	保護課
1 27	35	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
1 28	36	放置自転車等の保管	環境政策課
1 28	37	農用地利用集積計画の決定	農政課
1 29	38	奈良市森林整備計画の案の公衆縦覧	農政課

監 査 委 員

月 日	番号	件 名
1 28	2	監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知

教 育 委 員 会

月 日	番号	件 名	主 管
1 27	2	定例教育委員会の開催	教育政策課

1	29	3	奈良市公報号外第11号に掲載	学校教育課
選挙管理委員会				
月	日	番号	件名	
1	19	1	奈良市公報号外第11号に掲載	

告 示

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和3年1月21日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和3年1月21日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺、近鉄高の原駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

奈良市告示第 23 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により石打自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和3年 1 月 2 / 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及 び 住 所	森嶋 憲 奈良市月ヶ瀬石打2180番地の9	山下 登 奈良市月ヶ瀬石打707番地

2 変更の年月日

令和3年1月1日

奈良市告示第24号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により尾山自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和3年 1月21日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	松田 充生 奈良市月ヶ瀬尾山224番地	阪本 達弘 奈良市月ヶ瀬尾山2143番地

2 変更の年月日

令和3年1月1日

奈良市告示第25号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により長引自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和3年 | 月 2 | 日

奈良市長 仲川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	中岡 豊 奈良市月ヶ瀬長引209番地の2	上田 修 奈良市月ヶ瀬長引260番地

2 変更の年月日

令和3年1月1日

奈良市告示第 26 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定により嵩自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

令和 3 年 1 月 2 日

奈良市長 仲川 元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	西久保 太 奈良市月ヶ瀬嵩 209 番地	上岡 和富 奈良市月ヶ瀬嵩 242 番地

2 変更の年月日

令和 3 年 1 月 1 日

奈良市告示第27号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により月瀬自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和3年（月）27日

奈良市長 仲川 元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	奥谷 孝作 奈良市月ヶ瀬月瀬256番地	面上 勝美 奈良市月ヶ瀬月瀬332番地

2 変更の年月日

令和3年1月1日

奈良市告示第 28 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により桃香野自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和3年 1 月 2 日

奈良市長 仲川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	中奥 洋一 奈良市月ヶ瀬桃香野4609番地	倉家 新哉 奈良市月ヶ瀬桃香野5184番地

2 変更の年月日

令和3年1月1日

奈良市告示第 29 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和3年 1 月 22 日

奈良市長 仲 川 元 庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
医療法人 新大宮整形外科	奈良県奈良市芝辻町四丁目2-4 田村ビル1F	令和2年 12月14日
大谷歯科医院	奈良県奈良市三条大路一丁目1番90号 奈良セントラルビル3階	令和2年 10月24日
馬場歯科医院	奈良県奈良市富雄元町二丁目5-25 明光ビル2F	令和2年 11月30日
オレンジ薬局 大安寺店	奈良県奈良市南京終町二丁目1201-8	令和2年 11月21日
メイプルリーフ薬局 押熊店	奈良県奈良市押熊町1153番地	令和2年 11月30日
メイプルリーフ薬局 朱雀店	奈良県奈良市朱雀一丁目5番地17	令和2年 11月30日

奈良市告示第 30 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和3年 1月22日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
医療法人おかもと歯科 奈良やすらぎ歯科	奈良県奈良市法蓮町1080番地1	令和3年 1月1日
馬場歯科医院	奈良県奈良市富雄元町二丁目5-25 明光ビル2F	令和2年 12月1日
メイプルリーフ薬局 押熊店	奈良県奈良市押熊町1153番地	令和2年 12月1日
メイプルリーフ薬局 朱雀店	奈良県奈良市朱雀一丁目5番地17	令和2年 12月1日

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和3年1月25日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和3年1月25日

3 移動対象区域

近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

奈良市告示第 32 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和 3 年 1 月 26 日

奈良市長 仲川 元 庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		
介護老人保健施設 ももたろう	奈良県奈良市都祁友田町 515 番地の 1	居宅介護支援事業（介護計画作成）	令和 3 年 1 月 1 日
社会福祉法人 大和高原育成福祉会	奈良県奈良市都祁友田町 515 番地の 1		
ホームケア土屋奈良	奈良県奈良市三条添川町 1-5 サンフェアリー 703 号	居宅 訪問介護	令和 3 年 1 月 1 日
株式会社土屋	岡山県井原市井原町 192 番地 2 久安セントラルビル 2 階		
訪問ステーション みつばち	奈良県奈良市あやめ池南五丁目 12 番 44-201 号	居宅 訪問介護	令和 3 年 1 月 1 日
合同会社みつばち	奈良県奈良市あやめ池南五丁目 12 番 44-201 号		
ともケアプラン センター	奈良県奈良市押熊町 1279- 1 藤松ハイツ 204	居宅介護支援事業（介護計画作成）	令和 3 年 1 月 1 日
合同会社 TOMO	奈良県奈良市押熊町 1279- 1 藤松ハイツ 204		
居宅介護支援事業所 うさぎ	奈良県奈良市八島町 270 番地の 25	居宅介護支援事業（介護計画作成）	令和 3 年 1 月 1 日
株式会社うさぎ	奈良県奈良市八島町 270 番地の 25		

奈良市告示第 33 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和3年 | 月 26 日

奈良市長 仲川 元庸

指定施術者の氏名		廃止した施術の種類	廃止年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
吉岡 数吉		柔道整復	令和2年 12月12日
吉岡整骨院	奈良県奈良市三条宮前町 1-34		

奈良市告示第 34 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和3年 1 月26 日

奈良市長 仲 川 元 庸

指定施術者の氏名		廃止した施術の種類	廃止年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
上林 奈菜未		柔道整復	令和2年 11月30日
つつみ鍼灸整骨院	奈良県奈良市六条一丁目 1番12号		

奈良市告示第 35 号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和3年1月27日

奈良市長 仲川 元庸

1 許可の年月日及び番号

令和2年6月22日 奈良市指令整開 第20A-6号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和3年1月27日 第1754号

公共施設 令和3年1月27日 第865号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市中山町1619番1及び1692番1の一部

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市西城戸町1番地の4

株式会社 八州エイジェント 代表取締役 河合 浩

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市中山町1619番1の一部 奈良市中山町1692番1の一部

(2) 下水道

奈良市中山町1619番1の一部 奈良市中山町1692番1の一部

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和3年1月28日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和3年1月28日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

奈良市告示第 27 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき農用地利用集積計画を定めたので、同法第 19 条の規定に基づき公告する。

令和 3 年 1 月 28 日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市告示第 38 号

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の6第2項及び第3項の規定により奈良市森林整備計画を変更したいので、同条第4項において準用する同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該森林整備計画の案を縦覧に供します。

なお、奈良市森林整備計画の案に意見のある者は、縦覧期間が完了する日までに、奈良市長に対し、理由を付した文書をもって、意見書を提出することができます。

令和3年 1月29日

奈良市長 仲川元庸

1 縦覧場所

奈良市役所 観光経済部農政課

2 縦覧期間

自 令和 3年 1月29日

至 令和 3年 3月 1日

監

查

奈良市監査委員告示第 2 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和 3 年 1 月 28 日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 中 本 勝
同 山 本 憲 宥
同 伊 藤 剛

教育施設課（春日中学校分）

監査結果公表日 令和 2 年 12 月 28 日（奈良市監査委員告示第 16 号）

措置結果通知日 令和 3 年 1 月 15 日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>隣接する視聴覚準備室及び視聴覚室の修繕について、いずれも床にパネルカーペットを敷く修繕を、3 週間足らずの間に同一業者と地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 1 号による随意契約（2 者見積）を締結していた。両室は、部屋の広さに約 4 倍の差があるにもかかわらず、予定価格は同額、契約額もほぼ同額であった。また、両室の修繕を一括発注すると予定価格が 50 万円を超え、競争入札が必要な契約であった。さらには、各室の修繕完了報告に添付されていた写真のうち、部材搬入に係る写真は両室で同一のものであった。</p> <p>修繕箇所が隣接しており、両室を一括して発注することは修繕の意思決定当初から容易に想像できたと思われる。</p> <p>このような発注は、競争入札を避けるための分割発注と思われるため、厳に慎まれない。</p>	<p>令和 3 年 1 月 6 日付け奈教施号外にて各学校に対し、施設修繕料等について適正な事務を行うよう通知しました。</p> <p>今後も施設修繕料の適正な執行に向けて、各学校に対し適時適切に指導してまいります。</p>

教育委員会

奈良市教育委員会告示第2号

令和3年1月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

令和3年1月27日

奈良市教育委員会
教育長 北谷 雅人

1 日 時

令和3年1月29日（金）
午前10時から

2 場 所

奈良市役所 中央棟地下1階 地下会議室

3 会議に付すべき事案

議事

- 議案第38号 奈良市放課後児童健全育成事業施設条例の一部改正について
- 議案第39号 奈良市立学校特認校制度に関する要綱の一部改正について
- 議案第40号 旧鼓阪幼稚園の土地、建物及び工作物の用途廃止について
- 議案第41号 教職員の人事について

協議事項

- (1) 「奈良市の目指す教育について～次期奈良市教育振興基本計画（案）について～」
- (2) 「(仮称) 一条高等学校附属中学校の設置について～入学者選抜方法について～」

その他報告事項

- (1) 学校運営協議会意見申出書について

傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分まで、教育政策課にて行います。定員は5名で、定員になり次第締切させていただきます。